

博士(医学)学位論文審査申請について

(2023年 3月31日 改訂)

★学位の種類と申請資格について

1. 学位の種類

本学学位規程に基づいて授与する学位は、「博士(医学)」であり、課程を修了したものに授与する【甲】と論文を提出したものに授与する【乙】がある。

2. 申請資格

(1) 課程による者【甲】

次に該当する場合は、在学期間中所定の時期に指導教授を経て医学研究科長に学位論文および必要書類を提出するものとする。

- ① 医学研究科に4年以上在学し、所定の単位を取得し、修了見込みであること。
・ただし、単位互換を行わない施設へ学外研修に行っていた場合、学外研修期間が2年を超えていないこと。
- ② 大学院学則第7条を利用する者については、在学年限の特例に関する細則に記載される適用条件に該当する者。
- ③ 大学院修了予定年度に海外留学等により学位申請手続きができない者で、各条件を満たし得る者は、3年次末第2回目の受付時において申請することができる。ただし、学位授与は修了予定年度(4年次)の3月となる。

(参考) 在学期間の特例適用基準

在学年限の特例の適用を受けて博士課程の修了することができる者は、次のすべてに該当している場合のみとする。

- ① 所定の単位を既に修得している者
- ② 指導教授より推薦された者
- ③ 国際欧文雑誌に筆頭著者として掲載または掲載予定の論文を、学位論文として有する者
- ④ 前号の国際欧文雑誌において、Journal Citation Reports が定義する投稿時以降の Impact Factor が3.5以上である者

なお、①～④を満たしていなくても医学研究科教授会が種々の事情を考慮して特に必要と認めた場合に限り、特例として①～④を満たすものとして適用することがある。詳しくは、在学年限の特例に関する細則を参照すること。

(2) 課程を経ない者【乙】

下記の申請資格を有し、学位を申請しようとする者は学位申請書および学位論文、必要書類を学長に提出するものとする。

- ① 学位規程に定める本学 語学試験に合格していること。
 - ・過去に大学院医学研究科の入学試験に合格し、単位取得後退学している者は語学試験を免除することができる。また、平成 21 年施行の語学試験より、合格日から 6 年以内に学位申請をしなければならない。
- ② 研究歴（申請に必要な年数）
 - ・学位規程施行細則 第 14 条による
本学に研究歴として認められる籍の無い者は第 15 条に従う。
 - ・大学研究機関等以外の在籍期間については、大学院委員会に諮り承認を得ている、研究歴確認用書式があるので学務部医学事務課に問い合わせること。
 - ・本学に研究歴として認められる籍の無い者は、研究生として所定の期間在籍するものとする。

★学位審査の流れ

1. 学位審査の方法

学位審査は【甲】、【乙】とも同様の方法で行われる。

2. 学位審査の流れ

- ① 学位審査申請書類受取
 - ・【甲】、【乙】ともに申請受付初回締切の約 1 ヶ月前までに申請書類の配付受付を済ませておくことが望ましい。
- ② 学位申請受付締切（5 月・11 月の各月下旬予定、大学行事等によって変動有）
 - ・締切日は祝祭日の関係で前倒しとなる。研究科ホームページ・掲示等で各自確認しておくこと。
 - ・提出書類は記入方法を参考の上、作成すること。不備がある書類の受付はできない。
 - ・提出書類の事前チェックを希望する場合、事前に学務部医学事務課へ相談すること。
なお、最終締切 1 週間前からは申請者の対応のみ行い、準備段階の提出書類の事前チェックは行わない。
 - ・自身の研究歴については、事前に学務部医学事務課へ相談すること。
- ③ 大学院委員会（申請受理可否審議）
 - ・申請資格審査および申請受理可否審議（申請書類をもって、申請者の申請資格確認および学位論文受理可否の審議を行う）
- ④ 医学研究科教授会（申請受理可否報告）
 - ・学位申請受理可否報告（大学院委員会の決定事項の承認報告を行う）
 - ・医学研究科長より論文審査付託
- ⑤ 医学研究科教授会は学位申請者毎に投票により学位論文審査委員を定め、審査日程を決定する。
 - ・審査委員宛事前資料配付
配付資料：「学位論文（主論文）」および「学位論文内容の要旨（案）・論文審査結果

要旨（案）」の紙媒体および電子媒体)

- ・審査委員は【甲】申請者の場合は論文審査および最終試験、【乙】申請者の場合は論文審査および専攻学術に関し、博士課程修了者と同等以上の学識および研究指導能力を有するかについての確認を行う。

⑥ 学位論文審査開始

- ・【甲】申請者に対する最終試験、【乙】申請者に対する試験並びに試問は、いずれも公開で行われ、提出された学位論文（主論文）を中心として口頭発表およびこれに対する試問の形を取る。
- ・開催場所：歴史資料館3階講義室（変更の場合は学務部医学事務課より連絡する）

⑦ 申請者および審査委員による「学位論文内容の要旨・論文審査結果の要旨」の作成

- 審査終了後、申請者各自で連絡を取ること、少なくとも発表の1週間後には要旨を完成し、学務部医学事務課へ提出すること。

⑧ 大学院委員会及び医学研究科教授会（学位論文審査可否審議）

- ・大学院委員会および医学研究科教授会の結果をもって、学位論文審査可否の承認を行う。

⑨ 大学院委員会（単位及び修了審議）

⑩ 臨時医学研究科教授会（修了審議）

⑪ 学位記授与式案内

- ・【乙】の学位授与は、毎年度9月・3月の各月下旬に行われる。
- ・【甲】（課程修了者）の学位授与は、毎年度3月下旬に行われる。

⑫ 学位論文（主論文）別刷4部提出（雑誌社からの別刷ができあがり次第）と学位論文（主論文）PDFデータ

- ・学位論文（主論文）として提出する論文は、甲においては審査のある雑誌に掲載された原著論文または掲載予定証明のある原著論文原稿とする。
- ・乙においても審査のある雑誌に掲載された原著論文または掲載予定証明のある原著論文原稿とするが、論文の公表が済んでいるもののみ申請受付の対象となる。オンライン公表においても受付の対象とするが、その場合は掲載予定証明書を提出すること。
- ・冊子体になる前のEpub公表論文を学位論文（主論文）にした場合は、学位記授与後1年以内に印刷公表がされるか確認し報告すること。
- ・別刷作成が可能な雑誌は、できうる限り別刷を提出すること。

★提出書類（申請締切日まで用意するもの）

※申請者、指導教授、共著者名は必ず自署のうえ朱肉印捺印すること（シャチハタ印、ゴム印不可）。

1. 課程による者【甲】

① 学位論文（主論文）（1編につき6部、頁確定後のPDFデータ）

原則原著論文（短報・速報等の形式は不可）

- ・未公表（未出版）論文の場合は、掲載予定証明書が必要（巻号年月を記したものが望ましい。受理証明は不可。ただし、未公表論文を学位論文（主論文）にしたい場合は、学位記授与後、1年以内の公表が可能かを確認の上、申請すること。公表の確認後、**博士論文公表届（様式A）**を提出すること）
- ・学位論文（主論文）（欧文）が共著である場合は筆頭著者でなければならない。
- ・指導教授が共著者の場合、指導教授からは**確認書（様式B）**および**同意書（様式C）**を提出してもらうこと。また、共著者（海外居住者含む）全員から必ず**同意書（様式C）**を提出してもらうこと。**確認書（様式B）**および**同意書（様式C）**は指導教授・共著者本人が自署および捺印（朱肉印）すること。
- ・邦文論文を学位論文（主論文）にする場合は、単著でなければならない。
- ・別刷を提出するのが望ましいが、無い場合はコピーでも可（コピーの場合は両面刷り、左上ホッチキス留め形式での提出とする）

② 参考論文（各編につき1部）

- ・本学における参考論文とは、下記要件を満たすものとする。
 - (1) 学位論文（主論文）と研究内容が関連し、審査の参考になると申請者が判断したもの。
 - (2) 申請者が単著者または共著者（筆頭著者であることを問わない）であること。
 - (3) 評価の確立した学術誌や学会誌に掲載・公刊されたものであること（学会での症例報告や会議記録等は不可）。
- ・別刷を提出するのが望ましいが、無い場合はコピーでも可（コピーの場合は両面刷り、左上ホッチキス留め形式での提出とする）。
- ・論文目録に記載した番号順に並べ、表紙の左肩へ番号を記入すること。

③ 学位論文審査願（様式 甲1）（1部）

④ 論文目録（様式 甲2）（2部）

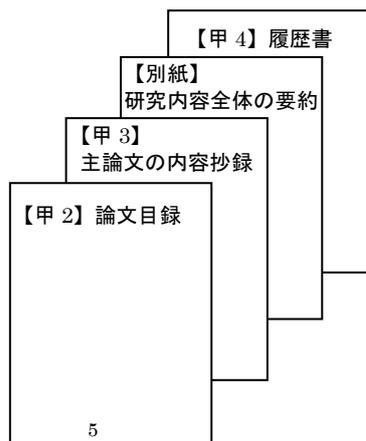
⑤ 主論文の内容抄録（様式 甲3）（2部）

⑥ 研究内容全体の要約（別紙）（2部）

学位論文（主論文）および参考論文の内容を含め、当該研究内容全体について記載すること。

⑦ 履歴書（様式 甲4）（2部）

- ・様式甲2、甲3、別紙、甲4をA4版にて作成して1冊に綴じ、2部作成すること。



- (1) 「甲 2・甲 3・別紙・甲 4」の種別を問わず、通して頁番号（フッター）をふり、両面刷り（表面と裏面とが別書類となること可）・左上ホッチキス留め形式で 2 部準備する。
- (2) (1) で準備した 2 部それぞれに指導教授の捺印を得ること。
また、甲 4（履歴書）それぞれに申請者の署名・捺印が必要となる。

・履歴事項については各自確認のうえ、記入すること。内容・日付等に誤記入のある場合は受付を取り消すことがある。

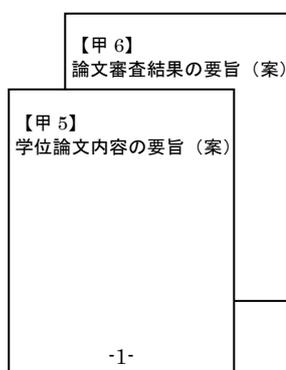
⑧ 審査手数料（5 万円）

・受付終了後、振込先案内用紙を配布。

⑨ 学位論文内容の要旨（案）・論文審査結果の要旨（案）

（様式 甲 5、甲 6）（1 部） 記入例

- ・様式甲 5、甲 6 は他の申請書類とともに内容作成の上、学位申請時必ず提出すること。
- ・A4 版にて作成し、1 冊に綴じて 1 部提出すること（大学院医学研究科 HP に過年度分の掲載あり。2022 年度以降学位授与のものは大阪医科薬科大学リポジトリに掲載）。
- ・審査前に学位論文（主論文）とあわせ審査委員へ送付するため、最終版 WORD データを必ず学務部医学事務課へ提出すること（審査発表会実施後は提出データをもとに、申請者は審査委員とやりとりのうえ完成版を作成する。申請時には必ず最終版データを提出すること。また例年、申請者より提出された紙媒体とデータとで内容が異なるという事例が散見されるため、申請者は各々注意すること）。



「甲 5・甲 6」の種別を問わず、両面刷り、左上ホッチキス留め形式で準備する。

2. 課程を経ない者【乙】

① 学位論文（主論文）（1編につき6部、頁確定後のPDFデータ）

原則原著論文（短報・速報等の形式は不可）

- ・学位論文（主論文）は公表（出版）されたものであること（オンラインによる公表も可）。
（オンライン公表論文の場合は、掲載予定証明書が必要（巻号年月を記したものが望ましい。受理証明は不可）
- ・学位論文（主論文）（欧文）が共著である場合は筆頭著者でなければならない。
- ・指導教授が共著者の場合、指導教授からは確認書（様式B）および同意書（様式C）を提出してもらうこと。また、共著者（海外居住者含む）全員から必ず同意書（様式C）を提出してもらうこと。確認書（様式B）および同意書（様式C）は指導教授・共著者本人が自署および捺印（朱肉印）すること。
- ・邦文論文を学位論文（主論文）にする場合は、単著でなければならない。
- ・別刷を提出するのが望ましいが、無い場合はコピーでも可（コピーの場合は両面刷り、左上ホッチキス留め形式での提出とする）

② 参考論文（各編につき1部）

- ・本学における参考論文とは、下記要件を満たすものとする。
 - (1) 学位論文（主論文）と研究内容が関連し、審査の参考になると申請者が判断したものの。
 - (2) 申請者が単著者または共著者（筆頭著者であることを問わない）であること。
 - (3) 評価の確立した学術誌や学会誌に掲載・公開されたものであること（学会での症例報告や会議記録等は不可）。
- ・別刷を提出するのが望ましいが、無い場合はコピーでも可（コピーの場合は両面刷り、左上ホッチキス留め形式での提出とする）
- ・論文目録に記載した番号順に並べ、表紙の左肩へ番号を記入すること。

③ 学位申請書（様式 乙1）（1部）

ア. 戸籍抄本（又はそれに代わるもの）

イ. 卒業証明書

ウ. 医師免許証（写し）

※注：発行日から3ヶ月以内のもの

※注：本学卒業生で研究歴が本学に限られる場合のみ、イ・ウは不要

④ 論文目録（様式 乙2）（2部）

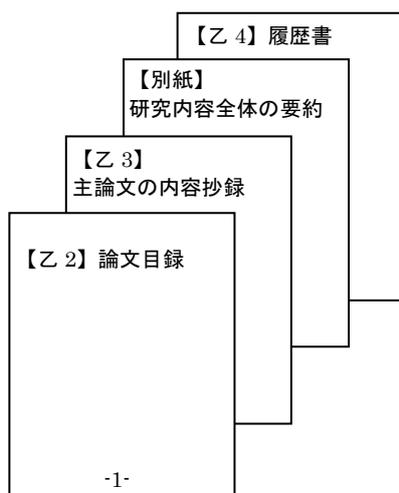
⑤ 主論文の内容抄録（様式 乙3）（2部）

⑥ 研究内容全体の要約（別紙）乙3）（2部）

学位論文（主論文）および参考論文の内容を含め、当該研究内容全体について記載すること

⑦ 履歴書（様式 乙4）（2部）

- ・様式乙2、乙3、別紙、乙4をA4版にて作成して1冊に綴じ、2部作成すること。



- (1) 「乙2・乙3・別紙・乙4」の種別を問わず、通しで頁番号（フッター）をふり、両面刷り（表面と裏面とが別書類となること可）、左上ホッチキス留め形式で2部準備する。
- (2) (1) で準備した2部それぞれに指導教授の捺印を得ること。
また、乙4（履歴書）それぞれに申請者の署名・捺印が必要となる。

・履歴事項については各自確認のうえ記入すること。内容・日付等に誤記入のある場合は受付を取り消すことがある。

⑧ 研究実績報告書（様式 乙5i）（1部）

本学における研究歴の証明（複数教室にわたる場合は、教室毎に1部提出すること）

⑨ 研究歴証明書（様式 乙5ii）（1部）

本学外における研究歴は必ず大学院委員会において事前承認を受けること。

- ・本学外における研究歴の証明（当該機関長名および当該機関の公印を捺印し、提出すること。）
- ・海外における研究歴の証明（当該機関長名）

乙申請における「研究歴」は申請要件であるため、大学院委員会での資格審査が必要となる。学位申請時に承認を求める「研究歴」については必ず、様式乙5i・乙5iiの提出をすること。またそれらの証明内容は様式乙4（履歴書）の内容と一致していること。

大学院委員会の資格審査にて研究歴として認められない場合は、申請が否決されることがある。

⑩ 審査手数料（5万円）

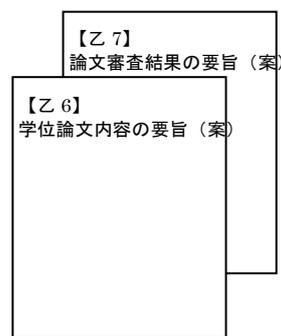
受付終了後、振込先案内用紙を配布。

⑪ 審査料（学位規程施行細則 別表による）

申請受理可否確定後に振込先案内用紙を配布。

⑫ 学位論文内容の要旨（案）・論文審査結果の要旨（案）（様式 乙6、乙7）（1部）

- ・ 様式乙6、乙7は他の申請書類とともに内容作成の上、学位申請時必ず提出するものとする。
- ・ A4版にて作成し、1冊に綴じて1部提出すること（大学院医学研究科ホームページに過年度分の掲載あり。2022年度以降学位授与のものは大阪医科薬科大学リポジトリに掲載）。
- ・ 審査前に学位論文（主論文）とあわせ審査委員へ送付するため、最終版WORDデータを必ず学務部医学事務課へ提出すること（審査発表会実施後は提出データをもとに、申請者は審査委員とやりとりのうえ完成版を作成する。申請時には必ず最終版データを提出すること。また例年、申請者より提出された紙媒体とデータとで内容が異なるという事例が散見されるため、申請者は各々注意すること）。



「乙6・乙7」の種別を問わず、両面刷り（表面と裏面とが別書類となること可）・左上ホッチキス留め形式で準備する。

★その他注意事項：学位論文等について

1. 学位論文（主論文）は単著（邦文）または共著（欧文）の論文かつ、審査のある雑誌に掲載された原著論文（短報・速報等の形式は不可）とし、公表前のは掲載証明を必ず提出すること。
2. 共著論文の場合は、申請者が筆頭著者であること。ただし著者の記載順序が特別に指定されている雑誌に掲載された場合は、その旨を記載した書類を提出すること（書式自由）。
3. 学位論文（主論文）の掲載雑誌は、大阪医科薬科大学医学会雑誌と Bulletin of Osaka Medical and Pharmaceutical University を除き、冊子体・電子ジャーナルともに、原則として投稿時において Journal Citation Reports の Impact Factor 値が付与された学術誌とする。
4. 学位授与後に国会図書館へ学位論文（主論文）を送付する必要があるため、別刷4部とともに最終PDFデータ（頁確定後）を必ず学務部医学事務課へ提出すること。
5. 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に博士論文全文をインターネットを介して公表することが義務づけられているため、各自で論文全文公表について、雑誌社のポリシー等で確認を行い「リポジトリ登録申請・取扱許諾書」書類と、公表可能な論文バージョンのデータをメール添付にて送付すること。

なお、Bulletin of Osaka Medical and Pharmaceutical University 及び大阪医科薬科大学医学会雑誌掲載の学位論文（主論文）はその全文を大阪医科薬科大学リポジトリに登録する。

注意：大阪医科薬科大学リポジトリへの学位論文（主論文）登録には、2022年度改訂版の同意書（様式C）で、共著者全員の同意を得ていることが前提となる。

6. 博士学位論文内容の要旨・論文審査結果の要旨は大阪医科薬科大学リポジトリにおいて学位論文（主論文）全文をdoi情報とあわせ公表する（2021年度以前のは本学大学院医学研究科HPに掲載あり）。